

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する町長メッセージ

今月 7 日、国の緊急事態宣言が 7 都府県に発せられました。新型コロナウイルス感染症は、この 7 都府県を中心に国内に拡大し、本県の隣県全てにも及んでおり、本町にとっても予断を許さない状況にあります。

また、年度始めは就職や入進学などで県外との往来が多くなる時期でもあり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがより高まる可能性があります。

そこで、町民の皆様には、町内での感染防止を図り、安心した暮らしを送ることができるよう、「こまめな手洗い」、「咳エチケット」の徹底とともに次の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

### 1 県外から転入または帰省された皆様へ

県外、特に感染者が多く発生している地域から転入または帰省等された方は、2 週間健康観察をしていただき、その間、不要不急の外出を自粛していただきますようお願いいたします。なお、県内の他市町村からの転入等においても、その市町村で感染者が確認された場合には、同様の対応をお願いいたします。

### 2 大都市圏への往来について

当面の間、首都圏をはじめとした大都市圏への不要不急の往来を避けていただきますようお願いいたします。

### 3 「密閉」「密集」「密接」について

「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集する」、「近距離での会話や発声が行われる」の 3 条件が重なる、感染リスクの高い場所を避けていただきますようお願いいたします。

### 4 自粛等の配慮をお願いする期間

国の緊急事態宣言に合わせ、令和 2 年 5 月 6 日（水）までとします。

町民の皆様には、国・県・町等から発せられる正確な情報に基づき、冷静な行動をお願いいたします。なお、発熱し不安を感じた場合は、迷わず町の健康長寿課または県央保健所へご相談ください。感染拡大防止は、町民の皆様お一人おひとりの意識と行動にかかっています。何卒ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

令和 2 年 4 月 16 日  
矢巾町長 高橋 昌造